

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項および第 2 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

アンビエントガーデン彦根
彦根市里根町字船坂 79 番の 1 ほか

2 提出された意見の概要

(1) 彦根市からの意見

ア 駐車場・駐輪場について

駐車マスの合計が 5 0 0 m²以上の路外駐車場の整備については「駐車場法」(駐車場法施行令)で技術的基準が定められており、これに適合する整備が必要

イ 騒音対策について

公害関係諸法令に基づく諸手続を必要とする場合は手続を行うこと。

ウ 交通対策について

(ア) 国道 8 号線の里根交差点については、平成 2 0 年度に交差点を含め市道取付区間の改良工事を予定しており、工事期間中は交差点からの車両の進入が規制される。この規制は、店舗オープン時から工事完成時期までの期間について重複することが明らかであることから、規制期間の誘導について関係機関と十分協議調整し、これに伴う指示事項については遵守すること。

(イ) 国道 8 号線から商業施設への流出入は、左折進入を基本として計画されているが、これらが利用者に解り易く誘導できるよう沿線に誘導表示を計画するとともに、各出入口には見やすい案内表示板を設置すること。また、併せてこれらが確実に誘導できるよう各出入口には交通整理員を配置すること。

(ウ) 上記(イ)に関連し、商圈 B・C・Dゾーンの在庫計画は、国道 8 号線からの右折進入を防ぐため、市内を相当距離を以て迂回し、外町交差点へ誘導を計画されているが、これらの誘導が効果的になるよう案内表示計画を立て、実施すること。

(エ) 市道からの出入口(a)・(b)について、交差点の安全性を確保するため、店舗営業時間は交通整理員を配置すること。また、特に出入口(b)に関して出庫時は右折誘導とすること。

(オ) 市道からの出入りに伴い、里根町内には公共施設および福祉施設が存在し、生活道路としての安全を確保するため、町内から国道 3 0 6 号線への通り抜け対策を検討すること。

エ まちづくりの観点について

景観法による「彦根市景観計画」を遵守し、店舗施設等を施工すること。

(2) 地域住民等からの意見

ア 計画地周辺は、外町交差点の慢性的な渋滞が続いており、その対策として名神彦根インター出口からこの計画地を通るバイパス計画が検討されている。

今回の出店では、国道 8 号線を北進する車両などはこうした渋滞状況を勘案して、右折入場を禁止しており、これらの車両は外町交差点を左折し彦根市内に入り、彦根警察署前の陸橋を経由し左折入場としている。

その場合、彦根市内での交通渋滞を招く恐れがあるので、バイパスが開通してから出店されるよう指導してほしい。

イ 計画地に隣接して住宅地があり、交通渋滞はもちろん騒音などの環境問題で地域に与える影響が大きいものと思われるので、それらの対策を十分取られたい。

ウ 出店者が地域に貢献し、地域の振興に寄与することで、企業の社会的責任の一部が果たせることもあるので、地元関係団体への加盟を義務づけてほしい。

エ 国道を北進する車の導入に際して、中心市街地約2kmを迂回路として設定していることは、彦根市内への交通渋滞を誘発することでもあり、彦根市の交通網を麻ひさせる恐れがあるため、解決するまでは、出店を凍結してほしい。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1-1

滋賀県湖東地域振興局総務振興部地域振興課 彦根市元町 4-1

彦根市産業部商工課 彦根市元町 4-2

(2) 縦覧期間 平成20年4月25日から平成20年5月26日まで